神奈川県震災建築物応急危険度判定士の情報誌（年１回発行）

判定士だより

ＶＯＬ.23　2016

目次

箱根における火山活動と 2015 年の水蒸気噴火 ･････････････････ P1
判定資機材の使用方法 ･････････････････････････････････････ P5
平成 27 年度　応急危険度判定士講習会質問等に関する回答 ･･･ P8
平成 27 年度　コーディネーターシナリオ演習 ･････････････････ P12
お知らせ ･･･ P13

箱根における火山活動と 2015 年の水蒸気噴火

近年における箱根山の火山活動は活発化しており、2015 年 6 月に気象庁は噴火警戒レベル 3 に引き上げました。その後、地震活動や地殻変動が平常時の状態に近づいてきたことから、11 月にレベル 1 に引き下げられている状況です。そこで今回の判定士だよりでは、今年度の神奈川県における地震に関連する話題として、地震・火山の専門家である「神奈川県温泉地学研究所」より、箱根における火山活動について寄稿していただき、地震に対する知識を深めたいと思います。

神奈川県温泉地学研究所　原田昌武主任

1．近年の火山活動状況

箱根火山は神奈川県西部に位置し、現在も活動している活火山です。諸説ありますが、その誕生は 65～40 万年前で、活火山としては高齢です。箱根火山が最後にマグマを噴出する噴火をしたのは 3000 年前でそれ以降は 3 回の水蒸気噴火があったことがわかっています。

温泉地学研究所では 1989 年からテレメータ方式による地震・地殻変動の観測網整備を進め、リアルタイムでの活動状況の把握に努めてきました。

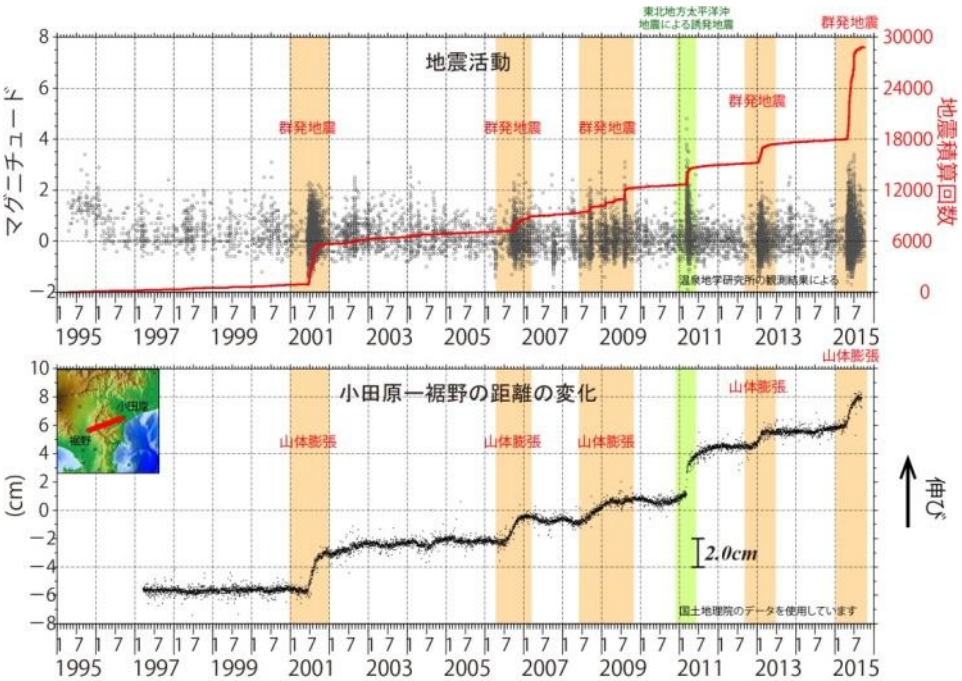

図 1　箱根火山で発生した地震の回数（上）と山体膨張を示す距離の変化（下）

図 1 に 1995 年以降の地震活動や地殻変動の状況を示します。地震積算回数を見ると、2001 年や 2006 年、2008 年から 2009 年にかけて、2013 年と 2015 年に急激に増加していることがわかります。また、地震数の急増に伴い、小田原と裾野の 2 点間の距離の変化も数 cm 程度伸びていることが観測されています。これらが火山性の群発地震活動で、地下 7～10km 程度の深さにあるマグマの活動によって山体膨張が発生していることを示す証拠なのです。なお、2011 年にも似たような変化が観測されていますが、これは東日本大震災を引き起こした東北地方太平洋沖地震（2011 年 3 月 11 日、マグニチュード 9.0）によって誘発された活動で、火山活動ではありません。

このように、近年の箱根ではたびたび火山活動が高まり、群発地震や山体膨張が発生しています。

2．2015 年の箱根火山活動の推移とその対応

2013 年 1 月から 2 月にかけて発生した群発地震以降、箱根火山ではしばらく静穏な状況が続いていました。しかし、2015 年 4 月下旬に入るころから少し地震が多くなり始めました（図２）。4 月 26 日 20 時 26 分には、無感地震であるごく小さな地震を含めて、1 時間に 10 回以上の地震が発生し、温泉地学研究所の担当職員は緊急参集となりました。その後、観測データや状況を取りまとめた上で、22 時 35 分頃には防災に関係する機関に情報提供を行うとともに、翌 27 日 00 時 30 分頃には、同様の情報をホームページに掲載し注意喚起を行いました。

その時点でこの箱根火山の活動はどうなるかわかりませんでしたが、4 月 28 日には急遽、箱根火山防災協議会（コアグループ会議）を開催し、情報共有と今後の対応等について議論がなされました。その後も火山活動は継続・拡大し、GPS の観測点が箱根を中心に放射状に広がるような変化、つまり、山体膨張を示す地殻変動が明瞭に観測されるようになってきました（図３）。

5 月 2・3 日頃には箱根・大涌谷の噴気地帯において噴気量が増加する変化が確認されました（写真１）。地震活動や山体膨張を示す地殻変動に加え、噴気域にも変化が出たということは、噴火の可能性が高まっていることを示しています。そのため気象庁は 5 月 6 日に、箱根火山に噴火警戒レベルを導入した 2009 年以降、初めてレベル２（火口周辺規制）に引き上げています。

6 月に入ると地震活動や地殻変動はやや緩やかになったのですが、6 月 29 日から 7 月 1 日にかけて地震活動の活発化とごく小規模な水蒸気噴火が発生しました（写真２）。

これを受けて 6 月 30 日には、噴火警戒レベルは３（入山規制）となりました。その後

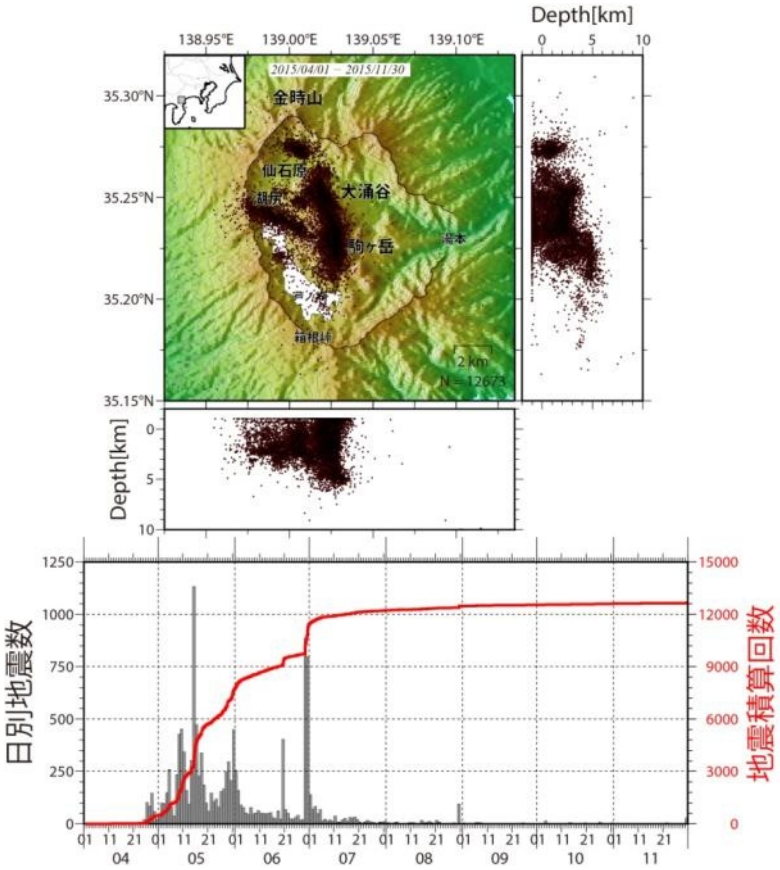

図2　2015 年 4 月 1 日～11 月 30 日の震源分布（上）および日別の地震発生数と地震数積算回数（下）

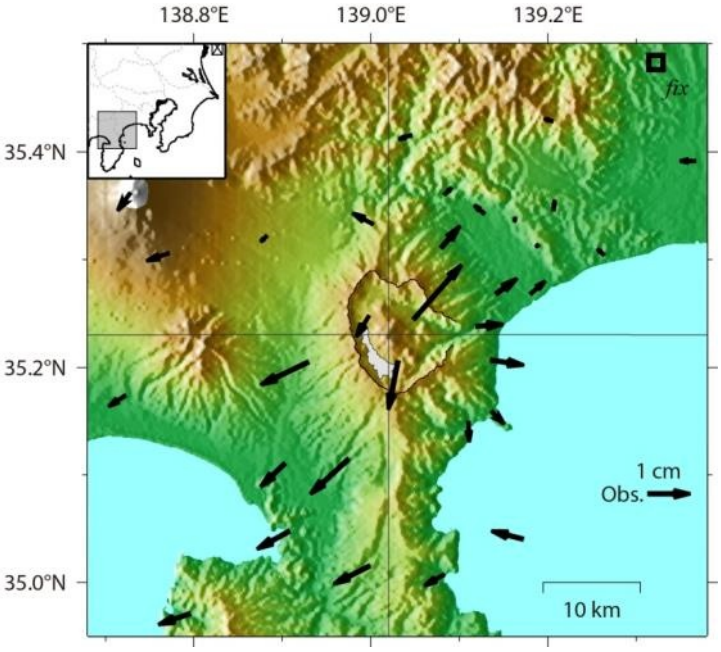

図3　GPS によって観測された群発地震活動に伴う地殻変動（2015/04/16 から 08/22 の間に動いた大きさと方向を示します。温泉地学研究所による観測データのほか、国土地理院のデータも使用しています。）

の調査により、この時の噴火により大涌谷から半径2㎞程度の範囲にはごく微量の降灰が確認されています。

噴火後は地震活動も徐々に低下しています。また、山体膨張を示す地殻変動も8月以降はほとんど見られなくなりました。このことから気象庁は9月11日に、レベル２に引き下げています。その後も地震活動や地殻変動は平常時の状態に近づいてきたことから、11月20日にレベル１（活火山であることに留意）に引き下げられました。

写真1　活発化した大涌谷の噴気活動（2015年5月8日撮影）

ただし、12月24日現在も大涌谷での噴気活動は続いています。大涌沢の噴気地帯には今回の火山活動によって新たな噴気孔などが形成され、それらからは高濃度の火山ガス（主に二酸化硫黄や硫化水素）が放出されています。地震・地殻変動が落ち着いた今もなお、火山ガスには注意が必要です。

写真2　噴火後の大涌谷の状況（2015年7月15日撮影）

今回の箱根火山で発生した地震は、これまでと同様に、そのほとんどが普通の地震と同じタイプ（構造性地震）のメカニズムでした。温泉地学研究所が大涌谷や二ノ平、仙石原に設置している強震計（震度計）では、これらの地震による揺れは、最大でも震度４が一度観測されただけです。火山地域は一般的に地下が高温であったり、脆い岩石からできているため、大きな力を溜め込むことができず、地震の規模も小さくなる傾向があります。また、ごく一部には、火山性微動や低周波地震といった流体（熱水や火山ガスなど）の動きに関係すると思われる地震波形も観測されましたが、これらは有感地震になるほどの規模ではありません。

３．神奈川県で想定される火山災害

2015年に箱根火山で発生した噴火はマグマを伴うものではなく、ごく小規模な水蒸気噴火でした。これにより降灰が観測されていますが、その量や範囲は限定的でした。自動車などにごくうっすらと灰は確認されましたが、特に被害を及ぼすようなことはありませんでした。

神奈川県に影響を及ぼす火山には、富士山もあります。前述の通り、火山地域で発生する地震の規模は小さいことが多いため、地震動による家屋の被害よりも、降灰による影響が懸念されます。内閣府の富士山ハザードマップ検討委員会報告書によれば、もし富士山が噴火すると、場合によっては神奈川県東部で数㎝から10数㎝程度、西部では約50㎝程度の火山灰が堆積する可能性があることが報告されています（図４）。一般的には、降り積もった灰の厚さが10㎝程度の時に雨が降ると土石流が発生しやすくなり、30㎝を超えると木造家屋に影響が出始めると言われています（図５）。

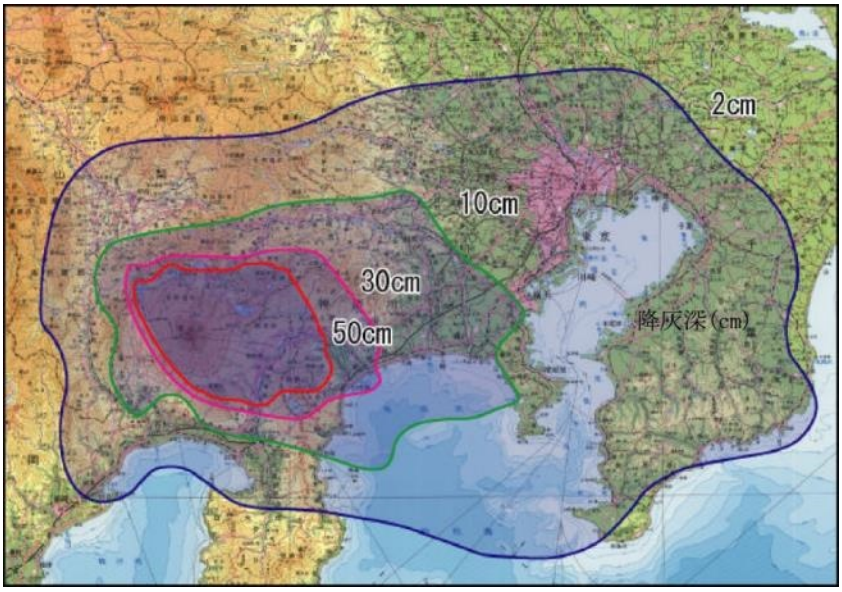

図4　富士山の噴火によって想定される降灰可能性マップ

（出典；内閣府、富士山ハザードマップ検討委員会報告書、平成16年）

富士山はいずれ噴火することでしょう。そのために、今できる火山灰対策や対応方法を少しだけ考えておくことも必要かもしれません。

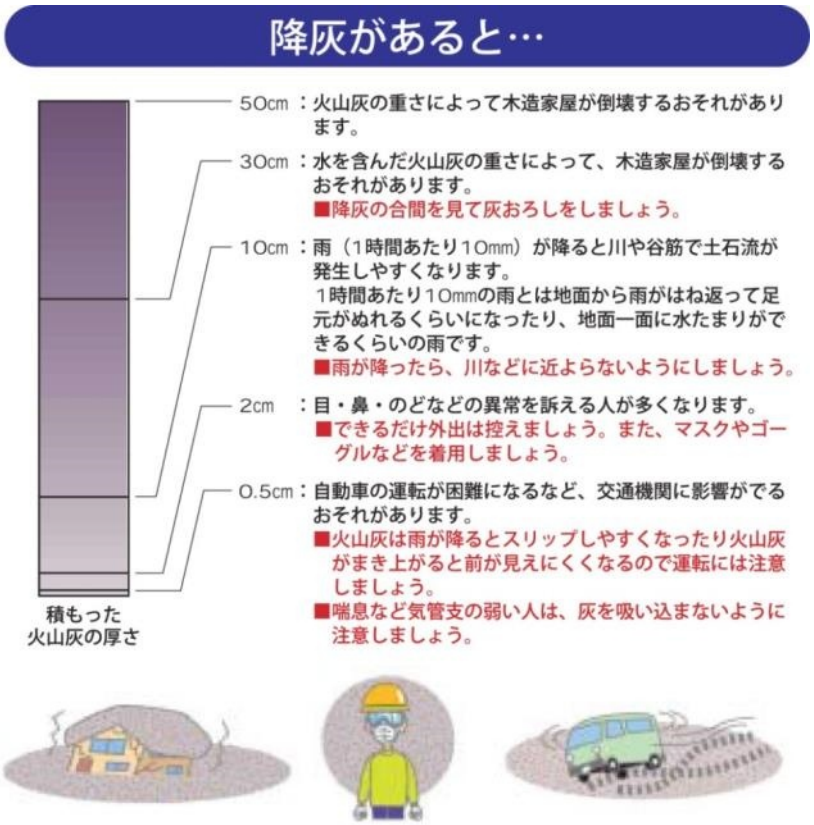

図5　降灰によって想定される影響

（出典；災害対策山静神連絡会議、富士山火山防災マップ）

原田昌武

（はらだ・まさたけ）

神奈川県温泉地学研究所・主任研究員。理学博士。1974年、東京都立川市生まれ。東京学芸大学教育学部卒、京都大学大学院理学研究科地球惑星科学専攻（京都大学防災研究所）修士・博士課程修了。神戸学院大学非常勤講師を経て、2003年より現職。

火山活動に起因する地震は、一般的に大きなものではなく、規模的にも小さくなる傾向にあるようです。このため、応急危険度判定活動に直接結びつくような災害にはならないと思われます。しかし、大規模地震と火山活動が複合的に起こることも考えられ、その際には、応急危険度判定において地震による家屋損傷だけでなく、火山の降灰の影響や対策も考慮する必要があるようです。

今回の知識を今後の判定活動の参考にしていただければと思います。

判定資機材の使用方法

ここでは判定活動中に使用する主な資機材をご紹介します。

資機材は被災地の応急危険度判定実施本部から配布されるもの、判定士が持参して集合するものに分かれています。

まず、判定士が持参するものですが、**「応急危険度判定士認定証」「腕章」「判定手帳」「筆記用具」の４点**は必ず持って集合するようにしてください。判定活動中は「腕章」を見やすい位置に付け、「応急危険度判定士認定証」及び「判定手帳」を持った上で行い、不審者と勘違いされないよう気をつけましょう。万が一、紛失してしまった等で見当たらない場合は、（一財）神奈川県建築安全協会（TEL045-212-4511）に連絡し、再発行の手続きを行ってください。災害はいつ起きるかわからないため、今一度確認しておきましょう。

次に、実施本部から配布されるものですが、主に次の８点の資機材が配布されます。

（１）ヘルメット（持参が望ましい）
（２）コンベックス
（３）クラックスケール
（４）ガムテープ
（５）筆記用具
鉛筆・油性マジック・バインダー（画板）
（６）応急危険度判定調査表
（７）判定標識
（８）下げ振り

※　これらの資機材は神奈川県では配布されますが、派遣先によっては配布されない場合もありますので、派遣先によく確認してください。

項目ごとに使用方法を説明していきます。

(1)ヘルメット

落下物等から判定士の頭部を保護するために着用します。判定活動中は必ず着用してください。

(2) コンベックス

建築物の規模や建物の傾きを調べる際に使用します。

(3) クラックスケール

壁や床等に発生したひび割れの幅を測るもので、0.05mm きざみに 0.05mm～2.0mm 程度の太さの直線が表示されているものです。
測定するひび割れにクラックスケールをあて、ひび割れの幅に該当する直線の太さをひび割れの幅とします。

(4) ガムテープ

判定標識を建築物に貼る際に使用します。

(5) 筆記用具

鉛筆
応急危険度判定調査表に調査結果を記入する際に使用します。
油性マジック
判定標識に調査結果を記入する際に使用します。
バインダー（画板）
応急危険度判定調査表に記載する際、あると便利です。

(6) 応急危険度判定調査表

木造建築物用･鉄筋及び鉄骨鉄筋コンクリート造建築物用･鉄骨造建築物用の3種類があります。それぞれ、調査表の右上に「木」、「RC」、「S」の記載がありますので、構造を確認した上で使い分けてください。

＜記入方法＞

①左側調査欄の該当する事項の番号に〇を付けます。

②各調査欄で〇の付いた数字、または下線部分の数字を集計欄に記入します。集計欄は全て数字で記入します。この時、該当の無い欄は☑を記入してください。

③調査結果に基づき、総合判定を記入します。

④調査方法や注意事項等をコメント欄に記載します。内容は判定標識と同一のものとしてください。

なお、詳細な記載方法については判定手帳を参照してください。

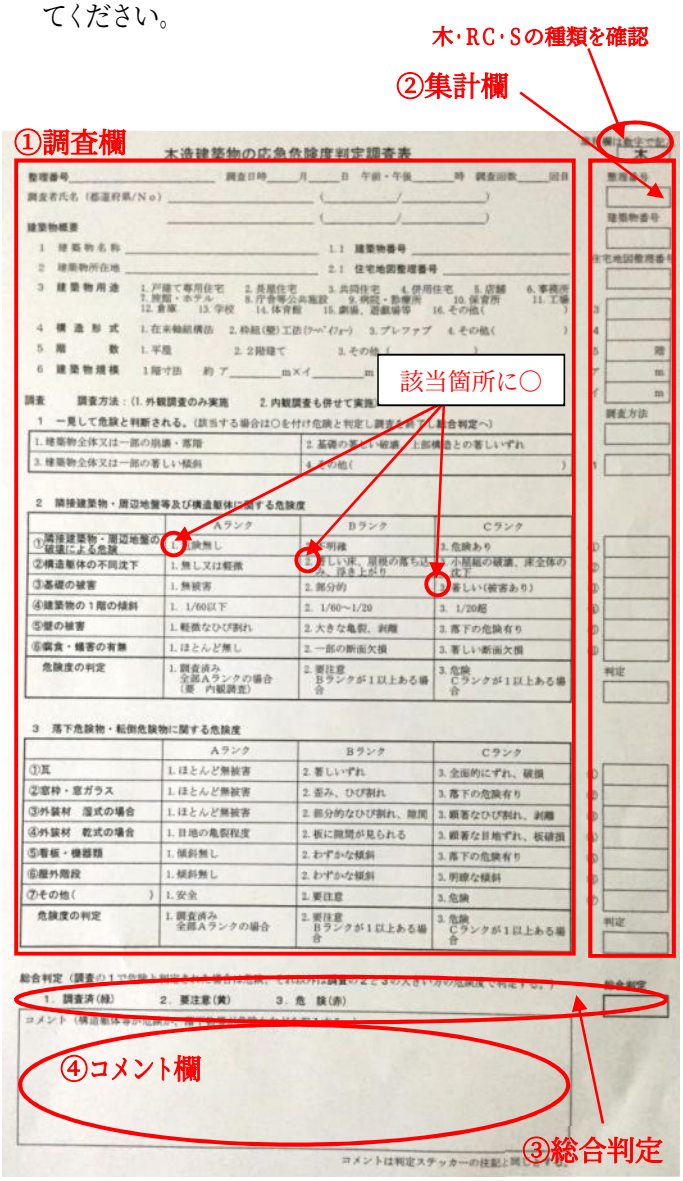

木造建築物の判定調査表

(7) 判定標識

判定結果に基づき、判定標識（判定ステッカー）「危険（赤）」、「要注意（黄）」、「調査済（緑）」を当該建築物の出入口若しくは外壁等の見やすい位置に貼りつけしてください。特に注意すべき点があれば注記欄に記載してください。

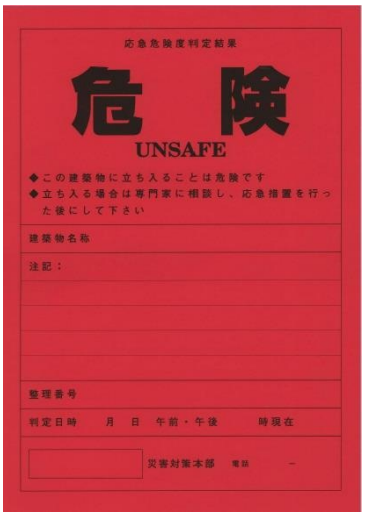

危険（赤）

総合判定が「3」の場合に使用します。

「建物に立ち入ることは危険です。」などと、建物所有者等に知らせるための表示です。

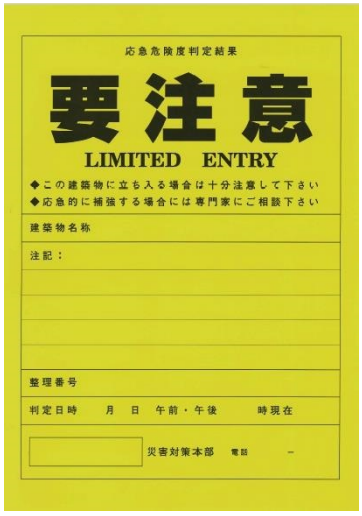

要注意（黄）

総合判定が「2」の場合に使用します。

「建物に立ち入る際は十分注意してください。」などと、建物所有者等に知らせるための表示です。

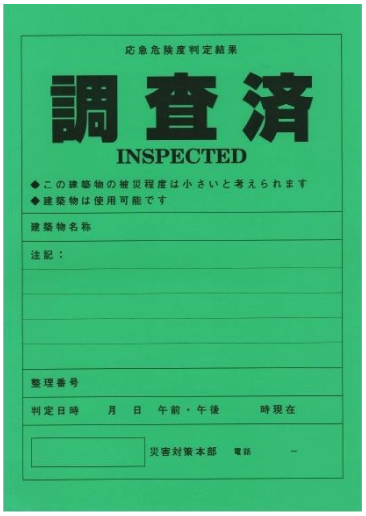

調査済（緑）

総合判定が「1」の場合に使用します。

「建物の被害の程度は小さいと考えられます。」などと、建物所有者等に知らせるための表示です。

(8)下げ振り

建築物の傾斜を測定するために使用します。
傾斜の測定方法は建物の構造により異なり、「木造建築物」、「鉄筋及び鉄骨鉄筋コンクリート造建築物」、「鉄骨造建築物」の3種類に分かれています。ここではそれぞれの構造に応じた測定方法を紹介します。

1.「木造建築物」の場合
建築物の1階の傾斜で傾斜の有無を測定します。
傾斜のランクは 1/60 及び 1/20 を基準に判断するので、下げ振りの紐の長さは予め **1.2m**にセットしておくと計測がスムーズに行えます。1/60 は水平変位が 20mm、1/20 は水平変位が 60mm と覚えておくとよいでしょう。なお、下げ振りの水平変位はおもり下部の三角形の頂点で行うのではなく、おもりの付け根（紐部分）で行います。
※建物が傾いている側に立入らないよう注意しましょう。

2.「鉄筋及び鉄骨鉄筋コンクリート造建築物」の場合
不同沈下による建物全体の傾斜で傾斜の有無を測定します。
傾斜のランクは 1/60 及び 1/30 を基準に判断するので、下げ振りの紐の長さは予め **1.2m**にセットしておくと計測がスムーズに行えます。1/60 は水平変位が 20mm、1/30 は水平変位が 40mm と覚えておくとよいでしょう。

3.「鉄骨造建築物」の場合
「① 不同沈下による建物全体の傾斜」及び「② 最も傾きの大きい階の傾斜」で傾斜の有無を測定します。
①について
傾斜のランクは 1/300 及び 1/100 を基準に判断するので、下げ振りの紐の長さは予め **1.2m**にセットしておくと計測がスムーズに行えます。1/300 は水平変位が 4mm、1/100 は水平変位が 12mm と覚えておくとよいでしょう。
②について
被害の大きい階が「1階以下」か「2階以上」の場合で基準値が異なります。
「1階以下」の場合
傾斜のランクは 1/100 及び 1/30 を基準に判断するので、下げ振りの紐の長さは予め **1.2m**にセットしておくと計測がスムーズに行えます。1/100 は水平変位が 12mm、1/30 は水平変位が 40mm と覚えておくとよいでしょう。
「2階以下」の場合
傾斜のランクは 1/200 及び 1/50 を基準に判断するので、下げ振りの紐の長さは予め **1.2m**にセットしておくと計測がスムーズに行えます。1/200 は水平変位が 6mm、1/50 は水平変位が 24mm と覚えておくとよいでしょう。

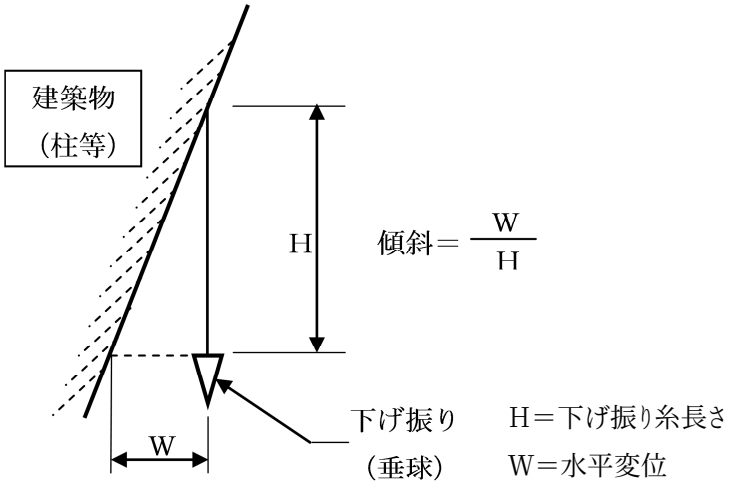

制 度 編 （講習会、訓練、補償等）

質 問	回 答
判定士として登録しているが、実調査の要請を受けたことがありません。3．11 の東北沖地震の規模であっても県から派遣された人員は4名だけと知りました。 この判定士の制度は県内で災害が発生したときに活動することを想定しているのでしょうか。 神奈川だけで1万人の登録があると言うことですが、今後活動が想定される事態とはどのような状況を想定されているのでしょうか。 心の準備、日頃の心がけが定まらない感じです。	「応急危険度判定」は、被災した市町村が判定実施本部を設置し、被災した状況に応じて必要な判定士を要請します。 この際、基本的には被災市町村内の判定士に要請を行い、不足する場合には県に応援判定士の派遣要請を行います。 また、被災した地域が広域で、県内の判定士では不足する場合は、県が全国に対して応援判定士の要請を行います。 ただし、移動手段や宿泊施設等、被災した市町村が受入可能な判定士数も限りがあるため、できるだけ多くの方に判定士となっていただき、近隣での判定活動を行っていただきたいと考えております。
手帳に沿った説明なら、すべてDVDなどで流せれば良いのでは。調査票の各項目に手帳の参照ページを載せてくれると親切ですね。	意見として受け止め、今後当協議会にて講習内容への反映等検討していきます。
判定結果に誤りがあり、その後余震の発生などで事故が発生した場合、責任の所在は？そもそも強制力のない参考情報なので責任は無いのでしょうか？	判定結果は、判定を実施した市町村の災害対策本部が責任を負うことになっています。
調査表が洗練されていないように見受けられる。 ー右の欄に同じ数字を何度も書かなくてはならない。 ー整理番号･建築物番号･住宅地図整理番号は行ったり来たりで分かりづらい。	判定調査表は全国統一様式です。 調査表の右側の欄については、判定実施本部やコーディネーターが集計や整理をスムーズに行うために記入頂いております。 お手数ですが、全てご記入いただくようお願いします。
危険度ランクではなく、損傷ランクを記票し、危険度ランクを導く仕組みの方が判断しやすい。また、何かあった際に調査者がどのように判断したかが現調査表だとわからないので、その観点からも損傷ランクの記入が望ましいのでは。	判定調査表は全国統一様式です。 応急危険度判定は二次災害の防止を目的としていることに対して、被災度区分判定は建築物の復旧を目的としております。 それぞれ、判定手帳P58 のように対応はしておりますが、応急危険度判定のランクを記入してください。
津波被害に関しての説明は無いのでしょうか。 （それとも、そもそも地震動被害のみを対象？）	応急危険度判定は、余震等による建築物の倒壊、部材の落下等から生ずる二次被害を防止することを目的としており、津波被害については想定しておりません。
表内の各ランクの文字が示す評価のイメージと、実際の評価内容があまり一致しません。紛らわしいのではないでしょうか。	意見として受け止め、今後当協議会にて講習内容への反映等検討していきます。

演習の調査表の調査項目と判定手帳の参考資料（P55）の対照が分かりにくいので、ちゃんとリンクしてあればマニュアルに沿って判定が可能だと思う。	判定の際のポイントは判定手帳P55以降が判定調査の参考資料となります。判定活動中は常時携帯し、迷う場合は参考にしてください。 また、判定調査表と判定手帳は全国統一様式ですが、対照が分かり易くできないか、今後当協議会で検討していきます。
横浜市西区に在住し、合同防災訓練を実施参加していますが一度も応急危険度判定士についての説明がありません。 災害に乗じて犯罪も発生しているので応急危険度判定士認定証、判定手帳及び腕章をつけた判定士が点検を実施することを説明する必要があると思います。ご検討下さい。	お住まいの地域で行われる防災訓練等において応急危険度判定士の活動に関する情報提供が出来るよう各自治体と連携していきます。また、神奈川県建築物震後対策推進協議会のホームページに掲載している「判定士だより」等を利用し、広く一般の方にも情報提供ができるよう検討していきます。
ヘルメットや下げ振り、スケール等の判定備品は、事前に全員に配布するべき。 お金をかけなければ簡単には制度は機能しないと思う。配布しておくことで、判定士の意識が高まる。人材が宝である。	当協議会において、事前に配布するのは判定手帳と腕章です。また、当協議会ではヘルメット・ナップザック・下げ振り・クラックスケール等の判定資機材を備蓄しておりますが、数に限りがあります。それ以外は極力判定士各自でご持参いただくようお願いします。
木造の小さい住宅が建並んでいるエリアでは、調査すること自体が危険ではないかと思う。（ガレキで道がつぶされてしまっていると思う。）	各市町村の災害対策本部が、判定活動をするか否かの判断をしますので、その指示に従ってください。
応急危険度判定士の認定ですが、来年は大阪に引っ越し予定ですが、他府県の場合の手続き及び認定証の効力はどうなりますか？	応急危険度判定士の登録は、居住地または勤務先の都道府県にご登録いただくことが原則となっております。転居先でも応急危険度判定士としての登録を希望される場合には、転居先の都道府県の担当窓口にお問い合わせいただき、必要な手続きについてご確認ください。その際に、神奈川県の判定士として登録していた旨を申し出ていただくと転居先での講習会の受講が免除されます。なお、神奈川県での判定士としての認定・登録は抹消されることとなります。
応急危険度判定士はあくまでも地震発生後に対しての活動との事だが、昨年を例に挙げると火山噴火や河川の氾濫など自然災害が多くなってきた。その様な災害に対しても活動できるように今後は講習や演習を行ったほうが良いのではないかと思う。	ご意見として受け止め、今後当協議会にて講習内容への反映等検討していきます。
被害想定の家屋棟数（予想）について、戸建て、集合住宅での割合や構造（RC、S、SRC、木造）での比率などを分かれば教えていただきたい。	神奈川県のホームページに平成 27 年3月時点での報告としてまとめたものがありますので、そちらを参考にしてください。その想定結果によると、建物の構造別・地震の種類（都心南部直下地震、神奈川西部地震等）に応じた被害状況を予測し、建物被害棟数を出したものです。 リンク先；http://www.pref.kanagawa.jp/cnt/f5151/p15579.html

技 術 編 (判定活動等)

質　問	回　答
Aランクの場合、内観調査を行いますが、東日本の地震や今回の水害の際等に、不在の家に空巣の被害が多かったと聞いています。我々が調査した建物で空巣の被害があった場合、判定士が疑われることはないのですか。	調査は外観目視判定が基本となります。内観調査など建築物等への立ち入り調査を行う場合は、災害対策本部からの指示に従って下さい。また、第三者が見ても分かるように判定士は腕章を身に着けて下さい。
今回初めて受講したが、調査表の使い勝手が大変悪い。対象となる建築物との距離感が2と3で逆のように感じる。1で一見して危険と判断されなかった場合、建築物に近付く2を試みてから、それがダメなら3に移行すべきなのか、落下危険物の判断をして危険なら近づくべきではないのでは？だとしたら並べる順番が違うのでは？	判定調査表は全国統一様式です。 調査表は1→3→2の順番で調査して下さい。その理由は、事前に落下建築物を調査することで、調査中の判定士の安全を確保するためのです。
意見として、講習の中で、危険の判断について、どう理解すべきか不明確だった。外装材等、完全に落ちてしまっている場合は更なる落下の危険がないのでAランクとなるのか。ほとんど無被害との表現と合わないのでは？	応急危険度判定は、余震等による建築物の倒壊、部材の落下等から生ずる二次被害を防止することを目的としています。外装材等が完全に落ちている場合の落下危険物・転倒危険物に関する危険度の判定は、 更なる落下の危険がないものとして、Aランクと判定される例もあります。判定調査表の表現と相反することになりますが、応急危険度判定の目的に照らし、判定を行ってください。
住民とのコミュニケーション内容・結果について記入事項があったほうが良いのではないでしょうか。 (リスクコミュニケーションの観点から。)	調査(判定)する建物の所有者等から得た情報など考慮する点があれば、総合判定(コメント欄)に記入して下さい。
スライドP24 調査3においてCランクがあった段階で危険と判定しないのは、なぜでしょうか。調査2、3の大きい方で総合判定するのであれば3の段階で結果が出るのでは？ (演習1のような場合)	調査表は1→3→2の順番で調査し、記入して下さい。その理由は、事前に落下危険物を調査することで、調査中の判定士の安全を確保するためです。 また、2の判定は建物所有者への説明を行うためにも、調査は行ってください。
演習－1の窓枠は「ほとんど無被害」とのことでしたが、1F道路側ドア枠とともに手前の窓枠はゆがみまたは外れかけているように見えたので“B”と判断しました。落下の危険性などを考慮すれば、2F窓のみを見れば良いという事でしょうか。	安全を確認した上で、可能な限りすべての階について外観目視調査を行い、判定して下さい。 今回の回答例では落下の危険はないと判断しました。 同一の被害でも判定士により判断が分かれる可能性もありますが、手帳の区分を参照して判定を行ってください。
演習2の②窓枠・窓ガラスはBランクとのことでしたが、ガラス落下でけがの恐れがあると思います。けが程度の危険はBランクでよい(生命にかかわるものだけC)と考えるのでしょうか。	けが程度の危険という指標ではなく、判定手帳P68 仕上げ材の損傷状況ランクで確認するとガラスの破損ありということから、Ⅲ(中破)となり、手帳P58②の対応表より応急危険度ランクBとなります。

演習－2建物用途　公民館は、8.公共施設には当たらないのでしょうか。	建物用途が不明だった場合は判定実施本部に確認してください。
演習2 調査3-②　窓ガラス　P68 のどこに該当するとしてⅢなのか、説明で理解できませんでした。	窓ガラスが破損していることから、判定手帳P68 の損傷状況ランクの表よりⅢ（中破）と確認でき、P58②の対応表により応急危険度ランクBと判定できます。判定内容は一つの回答例としてお考えください。
建築物の傾斜の件ですが、下げ振りのh＝1.2m(糸の長さ)より1mの方が計算しやすいと思いますが、何で 1.2mなのでしょうか。	木造建築物の判定基準では、傾斜は1/60、1/20であることから、水平変位が整数値となり、分かり易くなるように講習会では下げ振りの長さは1.2mを採用しています。
調査3において窓ガラスに関して「ひび割れ」がありますが、手帳のランクⅠ～Ⅴの中にはガラスに対する記述がありません。実際にはどの様に扱っているのですか。 ※判定票は②と③各に出すべきではありませんか。持主は構造体に対する危険度への関心が無いと思いますが。	判定手帳P68、P69 の仕上げ材の損傷状況ランクで確認するとガラスの破損ありということからⅢ（中破）となり、手帳P58②の対応表より応急危険度ランクはBとなります。 また、調査②、③の詳細な内容については判定調査表のコメント欄に記入し、それと同じ内容を判定標識の注記欄に記入してください。こうすることにより、建物所有者が、何が危険なのか、何に注意すべきなのかを確認できます。
演習が木造建築物だったのですが、P56内外装仕上の損傷、P57 落下物の危険性とP68.P69 仕上材･･･とP66 屋根の損傷状況ランクですが、どちらを見ればよいか？わかりづらいです。 出来ればP66、P67、P69 をもっと詳細に明記できるでしょうか。	応急危険度判定の損傷状況ランク（手帳P55～57①のア～エ）により判定してください。ランクの判別が難しい場合は被災度区分判定の損傷状況ランク（表P58～P69（ア～カ））を参考にして、判定してください。
外装のブロック塀、間知ブロック、外構土間等の判定基準は、どのようにすればいいですか。	応急危険度判定は、建築物の部材の落下等による2次災害防止のため、建築物の判定となります。落下又は転倒の危険があるブロック塀等がある場合は、調査表「3．落下危険物･転倒建築物に関する危険度　⑦その他」の欄に、P52⑥を参考に記入してください。なお、宅地の危険度の判定については、「被災宅地危険度判定･被災宅地の調査･危険度判定マニュアル」を参考にしてください。 リンク先；http://www.hisaitakuti.jp/download.html

平成 27 年度コーディネーターシナリオ演習

大規模地震発生時等に設置される神奈川県及び被災市町村の災害対策本部では、被害状況等諸情勢を迅速に把握し、応急対策を適時適切に実施していく責務があります。

その応急対策の一つとして「応急危険度判定活動」があり、その際に多くの判定士の受け入れや判定活動が円滑かつ効果的に行えるように行政職員が「コーディネーター」として判定士のサポートをします。

「コーディネーター」は地震災害時、応急危険度判定を的確かつ迅速に実施することが求められています。

協議会では、この「コーディネーター」が地震発生後の役割を体系的に習得するため、毎年、県及び関東圏域の市町村職員を対象に、大規模地震を想定したシナリオによる演習を行い、判定活動実施の際の初動体制等の確立や充実強化を図っています。

平成 27 年度は、開催会場である鎌倉市及び小田原市を被災想定都市として、具体的なシナリオ演習を下記のとおり計3回実施しました。

実施日	演習会場	参加者	被災想定都市 及び想定地震
H27/11/5 (木)	鎌倉市役所第3分庁舎 講堂	31名	鎌倉市 ※南関東地震
H27/12/9 (水)	鎌倉市役所第3分庁舎 講堂	26名	鎌倉市 ※南関東地震
H28/1/27 (水)	おだわら市民交流センター 1階　第1･2･3会議室	32名	小田原市 ※神奈川県西部地震

シナリオ演習光景

お知らせ

応急危険度判定講習会の実施

協議会では毎年、判定士の方を対象とした講習会を県内各地で開催しています。
平成27年度は、横浜で2回、川崎で2回、計4回の講習会を開催し、595名の方が受講しました。
平成28年度の講習会開催につきましては、下記のとおり予定しております。応急危険度判定士認定証の更新(5年毎)に該当する方は、積極的にご参加ください。　※日程は協議会の都合上前後する可能性があります。

実施予定日	H28．9．16(金)	H28．10．24(月)	H28．12．7(水)	H29．1．13(金)
演習会場	横浜市技能文化会館	川崎市役所　第4庁舎	平塚市中央公民館	横浜市技能文化会館
開催地住所	横浜市中区万代町2丁目4番地7	川崎市川崎区宮本町3番地3	平塚市追分1番20号	横浜市中区万代町2丁目4番地7

登録更新の手続きについて

判定士の認定の有効期間は5年ですが、平成12年より認定を辞退されている方以外は「自動更新」となりましたので、更新の手続きは不要です。認定の有効期限となった判定士の方には、新しい認定証をご自宅にお送りしています。そのため、住所の変更などがある場合は必ず、判定士の登録窓口である(一財)神奈川県建築安全協会にご連絡をお願いします。なお、応急危険度判定士認定申請事項変更届は、協議会のホームページからダウンロードできます。

住所や勤務先の変更について

住所や勤務先が変更となった場合には、緊急時の電話等による連絡に支障をきたしますので、「変更届」の提出をお願いします。また、住所･勤務先共に神奈川県外となった場合には、転居先の都道府県に登録申請の事務手続きが必要となりますので、事務局までご連絡をお願いします。

メールアドレスの登録について

協議会では、判定士の方にメールアドレスの登録をお願いしています。アドレスを登録して頂いた場合は、判定士の皆さんへ協議会に関する情報提供を行うとともに、災害時の参集要請の一つの手段として活用します。登録方法については、協議会ホームページをご覧ください。

発行日：平成 28 年 3 月 22 日
発　行：神奈川県建築物震後対策推進協議会
（事務局）一般財団法人神奈川県建築安全協会